

## 省令準耐火構造の基準変更（平成 26 年 10 月）のお知らせ

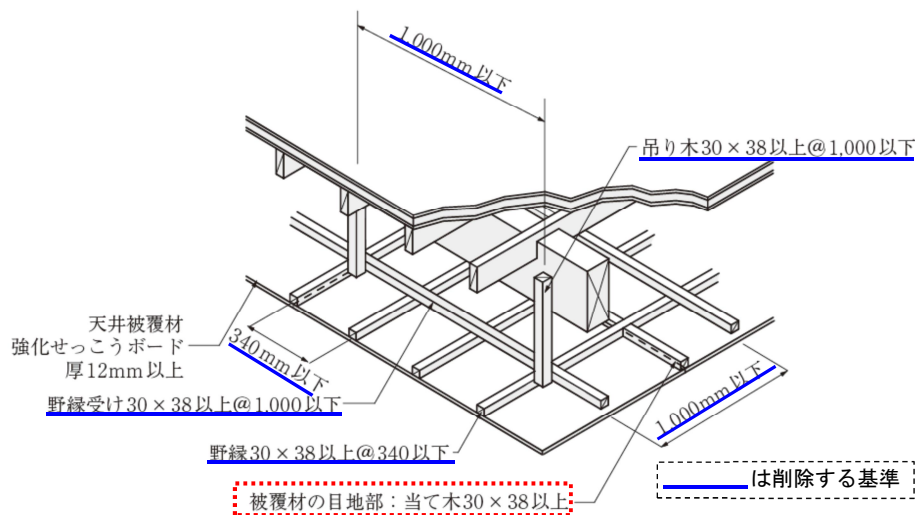
平成 26 年 10 月 1 日に省令準耐火構造（木造軸組工法・枠組壁工法）の基準を変更します。  
 改正後の基準は、平成 26 年 10 月 1 日以降に適合証明書を交付するものから適用されます。  
 なお、改正前の省令準耐火構造の基準に基づく仕様も引き続き使用することができます。  
 改正内容の詳細は、平成 26 年版住宅工事仕様書（平成 26 年 10 月 1 日発売予定）に掲載します。

### 改正内容の概要

#### ■天井下地構成の仕様に関する基準の見直し

##### 木造軸組工法

天井の構成（野縁、野縁受け、吊り木の寸法、ピッチ）について基準を削除した。

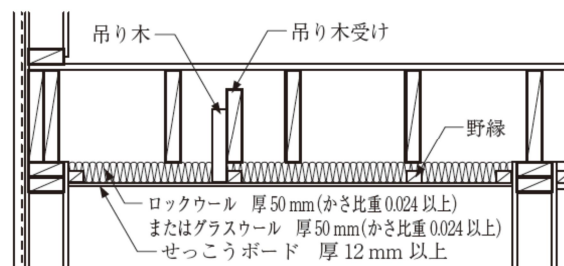


「上階に床がある部分の天井」における目地の基準（当て木又は所定の不燃系断熱材により防火上支障のないよう処理）は引き続き適用

##### 枠組壁工法

天井の構成（天井根太等の寸法、ピッチ）について、原則として基準を削除した。

ただし、「上階に床がある部分の天井」において、天井の防火被覆材を厚さ 12 mm 以上の普通せっこうボード 1 枚張りとする場合の天井の構成の基準については引き続き適用する。



「上階に床がある部分の天井」に普通せっこうボード 12 mm を使用する場合の仕様例  
 （引き続き適用される仕様）

## 改正内容の概要

### ■当て木の断面寸法 30mm×38mm に加え 35mm×35mm を追加

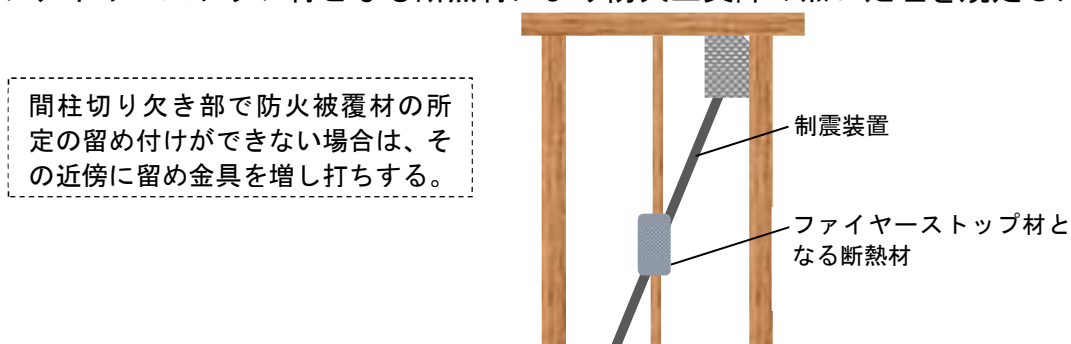
#### 木造軸組工法・枠組壁工法共通

短辺が 30mm 以上、断面積が  $1,140\text{mm}^2$  以上の寸法の木材を当て木とすることができることを規定した。これにより、30mm×38mm に加え、35mm×35mm の寸法も当て木とすることができることとした。

### ■構造器具・設備器具を設置するために柱又は間柱を切り欠く場合の防火上の処理を規定

#### 木造軸組工法

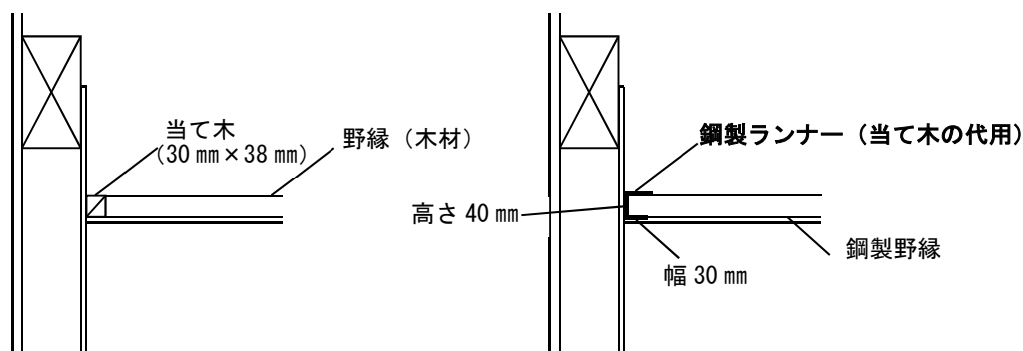
制震装置等の構造器具又は設備器具を柱間に設置するために一部間柱を切り欠く場合は、ファイヤーストップ材となる断熱材により防火上支障の無い処理を規定した。



### ■壁と天井の取合い部に設ける当て木に鋼製ランナーを追加

#### 木造軸組工法

天井の下地を鋼製とする場合に壁と天井の取合い部に施工する当て木(図A)に代えて、高さ 40 mm 以上、幅 30 mm 以上の鋼製のランナー(図B)とすることができる規定を追加した。



図A 木製下地の取り合い部  
(木造住宅工事仕様書に掲載されている仕様)

図B 鋼製下地の取り合い部

お問い合わせ先  
住宅金融支援機構仕様書サポートダイヤル 0570-0860-44  
(IP電話等の方) 住宅技術情報室 03-5800-8163  
※受付時間 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)